

株式会社 大鉄アドバンス 海外手配旅行条件書

この旅行条件書は、パンフレットとともに、旅行業法第12条の4で定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5で定める「契約書」の一部です。
お申込みの際には必ず事前にご確認のうえお申込みください。ここに記載のない事項は当社旅行業約款（手配旅行契約の部）によります。

1. 手配旅行契約

- 手配旅行契約（以下「契約」といいます。）とは、株式会社大鉄アドバンス（以下「当社」といいます。）がお客様の委託により、お客様のために代理、媒介又は取次をすること等により、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。
- 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づき当社の債務の履行は終了します。この場合、予約の時点では契約は成立して取り扱いますが、当社が予約を承諾した日から起算して3日以内に申込みと申込みを提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込みのお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、当社の規約に基づく旅行代金等に依る債権又は債務の所定決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済すること、所定の広業名「会員の善名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります（以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます。通信契約により契約の締結を希望されるお客様との旅行条件は次のとおり）。契約の成立時期につき第3項（2）及びお客様からの契約の解除につき第9項に、特別の定めをしています。

2. 旅行の申込み

- 当社に契約を申し込むとするお客様は、所定の旅行申込書（以下「申込書」といいます。）に所定事項を記入の上別に定める申込金、または旅行代金を添えてお申込みいただきます。申込金は、旅行代金又は取消料若しくは連約金のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立して取り扱いますが、当社が予約を承諾した日から起算して3日以内に申込みと申込みを提出していただきます（受付は当社の営業時間内とし、営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります）。この期間内に申込みのお支払いがない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、当社の規約に基づく旅行代金等に依る債権又は債務の所定決済期日に提携会社のカード会員規約に従って決済すること、所定の広業名「会員の善名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受ける」ことを、あらかじめご承諾いただき、「電話、ファクシミリ、インターネット、電子メールその他の通信手段による旅行のお申込み」を受けて契約を締結することがあります（以下、特別の事項を定めるときは、この契約を「通信契約」といいます。通信契約により契約の締結を希望されるお客様との旅行条件は次のとおり）。契約の成立時期につき第3項（2）及びお客様からの契約の解除につき第9項に、特別の定めをしています。

3. 契約の成立時期

- お客様との契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が通信契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立します。（お客様がお客様の住所を知らず状況になった時を除き、内容を了した時ではありません。）

4. 申込み条件

- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別の配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらのご状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらかじめご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- 前号のお申し出を受けた場合、当社は、合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置について伺ひ、又は書面でもそれらを出していただくことがあります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力の又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、または風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- 20才未満の方は親権者の同意が必要です。
- その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面のお渡し

当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は、本旅行条件書、ご旅行お引受書、ご日程表、ご旅行代金見積書等により構成されます。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しするときは、当該書面をお渡ししないことがあります。

6. 旅行代金のお支払いと額の変更

- 旅行代金（旅行費用ならびに当社の取扱料金をいいます。）は契約書面に記載した日までにお支払いください。
- 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 当社は、契約に要した旅行代金と取受した旅行代金が合致しない場合は、旅行終了後速やかに旅行代金を精算します。
- 当社は、お客様が通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社のカードによりお客様の善名なくして旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含む）や取消料、違約料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

7. 渡航手続き

ご旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、渡航手続代行契約により、所定の料金を申し受け、渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅券・査証等の取得ができなくてその責任を負いません。

8. 契約内容の変更

- お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。
- 変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料（すでに航空券を発売している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 当社所定の変更手数料金

9. 旅行契約の解除

- お客様は本項（5）に定める料金をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約の全部または一部を解除することができます。契約解除のお申し出は、お申込みの営業時間内にお受けします。
- 当社の責に帰すべき理由により旅行サービスの手配が不可能になった時は、お客様は旅行契約を解除することができます。このときは、当社は、お客様がすでに受けた旅行サービスの対価として旅行サービス提供機関に支払う費用を差し引いて既に取受した旅行代金を払い戻しいたします。
- お客様が第9項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときはお客様に本項（5）に定める料金をお支払いいただきます。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力の又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、または風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項（5）に定める料金をお支払いいただきます。
- 本項（1）（3）（4）に該当するときは、次の料金をお支払いいただきます。
 - お客様がすでに受けた旅行サービスの対価、または未だ提供を受けていない旅行サービスにかかわる取消料、違約料等の名目で旅行サービス提供機関に支払う費用（すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。）
 - 当社所定の取消手数料金
 - 当社が定めるはずの追加取扱料金

10. 団体・グループ手配

- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者（以下「構成員」といいます。）がその責任ある代表者を定めて申込みした旅行契約については、以下により取り扱います。
- 当社は、お客様が定めた代表者（以下「契約責任者」といいます。）が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で進めます。
 - 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
 - 契約責任者は、契約締結後当社が定める日までに構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第14項による第三者提供が行なわれることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
 - 契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
 - 当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
 - 旅行の運賃はお客様ご自身で行なっていただきますが、当社は、契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

11. 当社の責任と損害賠償・免責事項

- 当社の責任の範囲は、第1項（1）に記載した手配行為に限定されます。
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代りさせた者（以下手配代行者といえます。）の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被った損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被った場合におきましては、当社は本項（1）の責任を負いません。
 - ①天災地災、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤盗難
 - ⑥運送機関の遅延、不通
 - ⑦スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更
 - ⑧お客様ご自身の故意又は過失による損害
 - ⑨その他のお客様又は当社の手配代行者の責任と得ない事由による損害
- 手荷物については本項（2）の損害につきましては、本項（2）の規定にかかわらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は1人あたり最高15万円まで（当社に故意、又は重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

12. お客様の責任

お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

13. 特別保証規定の不適用

本旅行契約については、当社旅行業約款別紙の特別保証規定の適用はありません。

14. 個人情報の取扱い

- 当社及び受託旅行業者は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただきます。また、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
- 旅行先でのお客様の個人物品等の搬送のため、お客様の氏名及び搭乗される航空便等の個人情報や、電子的方法等で土産物店等の事業者へ提供いたします。お申込みの際に、これらの個人情報の提供についてご同意いただきます。
- 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販促活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業及び販売店と住所、氏名、電話番号、メールアドレスなど個人情報を共同利用させていただきます。当社の個人情報の取扱いに関する方針等の詳細、当社グループ会社については、当社（TEL：0547-46-3131）にお問い合わせください。

15. その他

- お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要する諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様に自己負担いただきます。
- お客様のご便意をはかると土産物店にご案内することがありますが、お買い物の際には、お客様の責任で購入していただきます。当社は、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。免税店がある場合は、ご購入を必ず手荷物としてご利用ください。その手続きは、土産物店・空港等でご確認のうえ、お客様ご自身で行ってください。ワシントン条約や国内諸法合により日本への持込が禁止されている品物がございましたら、ご購入には充分ご注意ください。
- 現地ツアーの場合の運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、運行事業者の定め及び現地法令に準じます。
- 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

16. 旅行条件・旅行代金の基準期日

本旅行条件及び旅行代金の基準日は、令和3年9月1日現在です。

<旅行企画・実施>

静岡県知事登録旅行業第2-539号

株式会社大鉄アドバンス

静岡県島田市金谷東2丁目1112-2

電話番号 0547-46-3131



（一社）全国旅行業協会正会員

お問合わせ・お申込みは
<受託販売>

担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者（ご営業所での取引責任者）にご質問ください。

作成／一般社団法人全国旅行業協会（2019.7）
監修／三浦雅生弁護士（五木田・三浦法律事務所）

※この旅行条件書は、通達（国総旅振第387号、平成29年12月28日観報産第622号改正）と「旅行広告・取引条件説明書ガイドライン」に準拠しております。